

各国知的財産関連法令
TRIPS 協定レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成 29 年度)

2018年 3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

・ Century Properties, Inc. v. Babiano 事件⁶⁹

雇用契約における非競合条項に関して、最高裁判所は、競争の激しい市場における営業秘密保持の観点から、自社の従業員の雇用中あるいは雇用直後における競合他社への自由な移籍を許可しない非競合条項は合理的であると判示した。

・ Tiu v. Platinum Plans Philippines, Inc. 事件⁷⁰

雇用契約における非関与条項に関して、最高裁は、競争の激しい市場における営業秘密保護の観点からは、特にシニア・アシスタント、ヴァイス・プレジデント及び地域運営責任者等が退職直後に競合他社に従事することに懸念を示し、非関与条項に時間・取引・場所に関する合理的な制限が示されている限りにおいては、当該条項は取引を抑制するからといって必ずしも無効にはならないと判断した。

(iv) 営業秘密保護制度に対する国内的評価

フィリピンにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

フィリピンにおいては、裁判例こそ多くないものの、営業秘密の国内的保護は図られているという認識であった。また、特徴的な事項として、憲法上、国民は国民の関心の高い情報について国家に対し情報開示請求を行う権利を有していることが挙げられるが、対象となる情報に営業秘密が含まれている案件は未だ無いとのことである。

(3) インドネシア

① 営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

営業秘密法（営業秘密に関する 2000 年 12 月 20 日付け法律第 30 号）で保護される。その他、刑法⁷¹や競争法⁷²においても営業秘密保護に関連する規定がある。

(ii) 営業秘密の定義

⁶⁹ 前掲注 63

⁷⁰ G.R. No. 163512, February 28, 2007.

⁷¹ 刑法第 322 条 その現在若しくは先の事務所又は職業のいずれかの理由で、秘密を保持する義務を負っている秘密を故意に暴露する何人も、最長 9 か月の懲役（収監）又は最高 600 ルピアの罰金の対象となる。

刑法第 323 条 その者が雇用されている又はかつて雇用されており、その秘密が課されている、商業、工業、又は農業の企業の詳細を故意に暴露する何人も、最長 9 か月の懲役又は最高 600 ルピアの罰金の対象となる。

⁷² 競争法第 23 条 起業家は、会社の秘密に分類されている彼らの競合相手の事業活動の情報を得るために他の当事者と共謀し、それによって不公正な事業競争を生じることが禁止されている。

競争法第 38 条第 3 項 事業競争管理委員会は、起業家から取得された会社の秘密として分類されている情報の秘密性を保持することが義務付けられている。

営業秘密法第1条第1項において定義されている。

営業秘密法第1条

営業秘密とは、一般に公表されていない技術又は事業分野での情報で、事業分野において利用でき経済的価値を持つものであって、営業秘密の所有者によって秘密が守られているものをいう。

保護範囲等については同法第2条、第3条において規定がある。

営業秘密法第2条

営業秘密の保護の範囲は、技術及び／又は事業の分野における、経済的価値を有し、一般に公衆に知られていない、生産の方法、処理方法（調製）、販売方法、又は他の情報を含まなければならない。

第3条

その情報が秘密であり、経済的価値を有し、かつ必要な努力により秘密が維持される場合には営業秘密は保護を受ける。

第2項 情報は、特定の当事者によってのみ知られているか、又は一般的に公衆によって知られていない場合、秘密情報とみなされる。

第3項 情報の秘密性が商業的活動又は事業活動を遂行するために使用され得るか、又は経済的に利益を改善することができる場合、情報は経済的価値を有するとみなされる。

第4項 情報の秘密性は、所有者又は情報を管理する当事者が必要かつ適切な努力を追求していた場合に、維持されているとみなされる。

営業秘密の所有者が営業秘密侵害に対して民事救済や刑事救済を求める場合には、所有する情報／方法が、営業秘密法第2条で規定する営業秘密の保護範囲に含まれること、及び同法第3条に規定する①秘密である、②経済的価値を有する、及び③秘密性が維持されている、の3つの要件を満たすことを立証する必要がある。

(iii) 営業秘密ライセンス契約の登録

営業秘密に関するライセンス契約については、同法第8条及び第9条において規定があり、インドネシア知的財産総局（DGIP）に届出をして登録するものとされる。

営業秘密法第8条

ライセンス契約は、法定の手数料の支払により、総局に登録される。

第2項 ライセンス契約が総局において登録されない場合、当該ライセンス契約は、第三者に対して法的効力を有さない。

第3項 第1項で言及されたライセンス契約は、営業秘密の公報で公表される。

第9条 ライセンス契約は、インドネシア経済に損失を与える結果をもたらし得る規定を含むものであってはならず、又は現行法の下で制限されている、不公正な競争をもたらす規定を含むものであってはならない。

第2項 第1項にいう規定を含むライセンス契約の登録請求は、総局により拒絶されなければならない。

第3項 ライセンス契約の要件及び手順に関する規定は、大統領令により更に規制されるものとする。

営業秘密に関するライセンス契約は、その情報が DGIP に登録され、公報で公開されることになる。もっとも、営業秘密の詳細については登録する必要はなく、管理上の情報のみで足りることとされている。また、営業秘密法第9条第3項に基づき、営業秘密ライセンス契約の登録に関する実施規則を定めるとされているが、このような実施規則は制定されておらず、実際の運用については不透明であるとのことである⁷³。

(iv) 営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は民事・刑事の双方で救済が可能である。

なお、各救済手段における特徴等に関する情報については、後掲「② (ii) 営業秘密侵害における救済手段の特徴」も参照のこと。

(a) 民事救済

営業秘密法第11条第1項によれば、所有者は、営業秘密の無許可使用又は無許可開示に

⁷³ 質問票回答によれば、実施規則が制定されていないため、

・数件の営業秘密ライセンス契約が DGIP に届出されているが、いずれも処理されていない、
・営業秘密公報（営業秘密法第8条第3項）にどのような営業秘密の管理上のデータが掲載されるか確認できない、との回答であった。

対して差止め請求⁷⁴、及び損害賠償請求ができる⁷⁵。

営業秘密法第 11 条

営業秘密の権利所有者又は被実施許諾者は、4 条に述べられている行為を故意及び権利なくした何人に対しても、以下の形態で訴訟を提起することができる。

- a. 損害賠償請求を提起する、そして
- b. 4 条に述べられている全ての行為を中止する。

営業秘密法第 4 条 営業秘密の所有者は以下の権利を有する。

- a. その営業秘密を個人的に使用する、
- b. 実施許諾を付与し、又はその営業秘密を他の当事者が使用することを禁止し、又は商業目的で第三者にその営業秘密を開示すること。

(b) 刑事救済

営業秘密法第 17 条によれば、所有者は、刑事罰を求めて告訴できる⁷⁶。

営業秘密法第 17 条

故意に権利なく他人の営業秘密を使用する行為、又は第 13 条⁷⁷又は第 14 条⁷⁸に定める行為をした者は、最長 2 年の懲役及び／又は最高 3 億ルピアの罰金が科される。

なお、罰則内容に関して、特許権侵害や商標権侵害の場合、その侵害が健康又は環境問題、又は人の死に帰結する場合には通常の刑事罰よりも重い懲役及び／又は罰金が科せら

⁷⁴ 営業秘密侵害行為の差止めに関しては、質問票回答によれば、民事訴訟法において、営業秘密侵害のおそれがあるが被害の発生を予防するための措置として、営業秘密の所有者は、第三者による被疑侵害行為を一時的に停止して、損害（潜在的な損害含む）を最小限に抑えるために、仮差止め命令の申請を裁判所に提出できる、との回答があった。

⁷⁵ 特許権侵害では損害賠償請求、商標権侵害では差止め請求と損害賠償請求ができる（特許法第 143 条第 1 項、商標法第 83 条第 1 項）。

⁷⁶ 質問票回答によれば、営業秘密侵害の刑事手続は以下の手順で進められる。なお、特許権侵害も商標権侵害も刑事告訴は警察署になされる。

- ・営業秘密の所有者は、営業秘密の被疑侵害について告訴状を警察署に提出する。
- ・告訴を受け、捜査官又は公務員捜査官は捜査を開始する。
- ・捜査官等は捜査の結果を検察官に提示する。
- ・検察官は起訴状を発行し、裁判所に送達する。

なお、特許権侵害の刑事罰は最長 4 年の懲役及び／又は最高 10 億ルピアの罰金で、商標権侵害（全体類似）の刑事罰は最長 5 年の懲役及び／又は最高 20 億ルピアの罰金である（特許法第 161 条、商標法第 100 条第 1 項）。

⁷⁷ 営業秘密法第 13 条 故意に営業秘密を開示する行為のほか、契約や当該営業秘密を守るための書面、又は書面によらない義務に違反する行為も、営業秘密の侵害となる。

⁷⁸ 営業秘密法第 14 条 法令に違反し又は不当に営業秘密を入手し又は管理する行為は、営業秘密の侵害とみなされる。

れるが（特許法第 163 条第 1 項⁷⁹、同条第 2 項⁸⁰、商標法第 100 条第 3 項⁸¹）、営業秘密侵害にはこのような厳罰規定はない。

また、捜査権限に関して、特許権侵害や商標権侵害事件の場合、捜査官には関連機関への援助要請や捜査手続中断の権限があるが（特許法第 159 条第 2 項(h)⁸²、同項(i)⁸³、商標法第 99 条第 2 項(h)⁸⁴、同項(i)⁸⁵）、営業秘密法においてはそのような権限について規定はない。

(v) 営業秘密侵害の例外

営業秘密法第 15 条によれば、営業秘密侵害の例外として、関連製品をさらに開発するために行うリバース・エンジニアリング等があげられる。

営業秘密法第 15 条

以下の場合には営業秘密の侵害とはみなされない。

- a. 営業秘密の開示又は使用が、国民の治安防衛、健康又は安全の利益に基づいている。
- b. 他人の営業秘密の使用によって製造された製品のリバース・エンジニアリングが関連製品をさらに開発するためにのみ行われる。

(vi) 訴訟における証拠収集手続について

裁判所での証拠収集に関して、民事事件では、(a) 書面による証拠、(b) 証人によって提示される証拠、(c) 推論、(d) 告白、(e) 宣誓を証拠として認めている（民法第 1866 条）。また、電子情報／文書も証拠として認められている（EITI 法第 5 条第 1 項⁸⁶）。

また、刑事事件では、(a) 証人の証言、(b) 専門家による情報、(c) 書簡、(d) 表示、(e) 被告の陳述を証拠として認めている（刑事訴訟法第 184 条）。

(vii) 訴訟における営業秘密保持について

当事者は、秘密情報の公表を避けるために、裁判官に対して裁判手続の非公開を請求で

⁷⁹ 特許法第 163 条第 1 項 健康又は環境問題に帰結する特許権侵害に対して、最長 7 年の懲役及び／又は最高 20 億ルピアの罰金が科せられる。

⁸⁰ 特許法第 163 条第 2 項 人の死に帰結する特許権侵害に対して、最長 10 年の懲役及び／又は最高 35 億ルピアの罰金が科せられる。

⁸¹ 商標法第 10 条第 3 項 健康、環境問題、又は人の死に帰結する商標権侵害に対して、最長 10 年の懲役及び／又は最高 50 億ルピアの罰金が科せられる。

⁸² 特許法第 159 条第 2 項(h) 捜査官は、特許の刑事犯罪容疑者に対する、逮捕、勾留、手配書の作成、及び予防の遂行において、関連機関に援助を要請する、権限を有する。

⁸³ 特許法第 159 条第 2 項(i) 捜査官は、特許の刑事犯罪に対する十分な証拠がない場合は、捜査手続を中断する、権限を有する。

⁸⁴ 商標法第 99 条第 2 項(h) 捜査官は、商標の刑事犯罪容疑者に対する、逮捕、勾留、手配書の作成、及び予防の遂行において、関連機関に援助を要請する、権限を有する。

⁸⁵ 商標法第 99 条第 2 項(i) 捜査官は、商標の刑事犯罪に対する十分な証拠がない場合は、捜査手続を中断する、権限を有する。

⁸⁶ Law No. 11 of 2008 regarding Electronic Information and Transactions Indonesia

き、裁判官は、当事者の請求により裁判手続の非公開を命じることができる（営業秘密法第18条⁸⁷⁾）。

判決の公表については、開示によって知的財産の保護又は不健全な事業競争からの保護が妨げられる場合を除いて、全ての公的機関は全ての公的情報申請人に対して公的情報提供の義務がある（公的情報法第17条(b)⁸⁸⁾）。実際にどの判決を公表するかは、情報管理及び文書管理職員としての裁判所書記官にその権限が与えられている⁸⁹⁾（最高裁判所決議No.1-144の付属書1第D部6）。

(viii) 国境措置

営業秘密侵害物品に対する国境措置に関する明文規定はない。なお、商標権と著作権の侵害物品に関しては、国境措置に関する規定がある（1995年関税法第54条⁹⁰⁾、及び第62条⁹¹⁾）。

(ix) 域外適用

域外適用に関する規定は確認されていない。

②営業秘密保護に関する運用

(i) 営業秘密侵害事件の事件数

現地の法律事務所にて、インドネシア商事裁判所データベースを使用した過去5年分の営業秘密侵害事件（民事事件、刑事事件）の事件数、及びBANI（Indonesia National Board of Arbitration）仲裁センターでの検索による仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例⁹²⁾、について調査を依頼した。

(a) 民事事件の事件数

事件数は2件（1件は控訴中）である。いずれも国内企業を当事者とする事案であり侵害が認められている。

⁸⁷⁾ 営業秘密法第18条 刑事事件又は民事事件のいずれかにおいて、両当事者の請求により、裁判官は聴聞が私的に行われることを命令することができる。

⁸⁸⁾ 公的情報法第17条(b) 全ての公共機関（司法委員会を含む）は、次の場合を除き、全ての公的情報申請人のために公的情報を入手するための接点を開くよう義務付けられている。

（中略）

公的情報申請者に開示して、提供すると、知的財産の権利の保護及び不健全な事業競争からの保護が妨げられる可能性がある公的情報。

⁸⁹⁾ ラジャ・タン法律事務所が中央ジャカルタ地方裁判所に対して実施した調査によれば、裁判所書記官は、裁判手続が非公開で行われた裁判の判決は公表しない、との情報を得た。

⁹⁰⁾ 関税法第54条 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

⁹¹⁾ 関税法第62条 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

⁹²⁾ 営業秘密法第12条 当事者達は当該紛争を仲裁又は代替的紛争解決方法により解決を図ることができる。

・ No.29/PDT.G/2014/PN.Jkt.Tim (2014年12月17日付地方裁判所判決)

被告は、原告会社と被告の間で締結された契約により、営業秘密保護のために、辞職日後2年間同種の事業の会社に従事することが禁じられていたにもかかわらず、原告会社の辞職後、同様の事業を行う会社 (PT Colorobbia Indonesia) で働いていた。裁判所は、これらの事実に対する証拠を勘案の上、被告が当該契約に違反したことを認めた。

・ No.54/PDT.G/2017/PN.Jkt.Tim (2017年9月12日付け地方裁判所判決)

原告は、原告会社を辞職後に被告とその友人らによって設立された会社 (PT Polka Jelita Indonesia) は、原告の製品と同様の製品を生産しているところ、原告会社と被告がかつて締結した非開示契約によれば、被告は辞職日の2年以内に類似の事業科目を有する会社に入社することが制限されており、本件においては、被告がこれに違反したと主張された。

裁判所は、「原告の証拠に基づくと、被告とその友人は、原告の製品、すなわち化粧品と類似した製品を生産する会社 (PT Polka Jelita Indonesia) を設立した。当該会社は、非開示契約2条2.4項により制限された辞職後2年の期間内に設立されている。」ことを認め、「したがって、被告が、非開示契約の両当事者によって合意された義務に明らかに違反しており、5億ルピアの罰金が科される。」と判断した。現在、被告は控訴している。

(b) 刑事事件の事件数

事件数は2件である。いずれも外国人 (又は外国企業) は関係しておらず、侵害が認められている。

・ No.332K/PID.SUS/2013 (2015年6月16日付け商事裁判所判決)

被告会社が、自社の従業員に対して、かつて CV Bintang Harapan で働いていた経験に基づいて、フライパン及びコーヒー・グラインダーを製造するように指示したことについて、裁判所は、被告によって雇用されていた、営業秘密所有者の元従業員によって与えられた情報の性格は、同所有者の生産、加工、マーケティング、及び販売の方法に関連しているため、営業秘密に該当するといえ、営業秘密所有者の許可なく行われた行為は、営業秘密法第17条第1項の要素を満たし、侵害が成立すると判断した。

・ No.783/PID.SUS/2008 (2009年1月7日付け商事裁判所判決)

会社の入札文書情報を競合相手企業に開示した結果、当該競争相手がその調達入札の落札者となった件について、裁判所は「控訴申立人/被告の申立理由は容認されず、原告の主張を認めた地裁の判決には誤りはなく、控訴申立人/被告は、その会社の入札文書情報を競争相手である PT Envico へ開示したことによって、控訴被申立人/原告の会社は調達入札を達成することができなかった。」ことを認めた。

(c) 裁判外の紛争解決事例

営業秘密事件の仲裁の内容は非公開であるため、BANI 仲裁センターで解決された営業秘密侵害の事例は確認できなかった。

(ii) 営業秘密侵害における救済手段の特徴

営業秘密侵害事件における救済手段の長所・短所といった特徴について、ラジャ・タン法律事務所への質問票調査の回答を基にして整理した。

(a) 民事救済における特徴

営業秘密の保有者は、その損害が有形か無形かにかかわらず賠償を求めることができる。他方で、損害賠償額について具体的な算定方法に関する規律はなく、民法第1372条第2項で、「損害賠償の請求は、両当事者の状況及び能力並びに特定の事情に基づいて評価される」旨が規定されているのみである。

(b) 刑事救済における特徴

刑事救済を活用することで、営業秘密の所有者は、刑事告訴を取り下げを条件に、和解交渉においてより優位な立場を得ることができる場合がある。他方で、裁判官が刑事手続において無罪と判断した場合には、虚偽報告を理由に営業秘密の所有者が被疑侵害者から反訴される可能性もあることに留意が必要である。

(iii) 訴訟における主な争点について

営業秘密侵害事件の訴訟における争点について質問票調査の回答を基にして整理した。訴訟においては、主に営業秘密該当性、情報の類似性が問題となる。

(a) 営業秘密の該当性（ボイラー機械の製造方法事件⁹³など）。

「所有者が所有する情報／方法が保護に値する営業秘密に該当するか」の判断については、所有する情報等が、営業秘密法第2条に規定された営業秘密の保護範囲に含まれるか、さらに、営業秘密法第3条に規定された①秘密であること、②経済的価値を有すること、③秘密性が維持されていること、の3つの要件を満たすかどうかを検討される。

(b) 情報等の類似性（ルンピア（春巻き）レシピ事件⁹⁴、ソト（スープ）レシピ事件⁹⁵など）

⁹³ No.280/PDT.G/2008/PN.Bks. (2015年7月15日・地方裁判所判決)

営業秘密の範囲に関して、当該情報が技術分野にかかる情報であり・秘密であり・公衆に知られておらず・経済的価値があることについて、原告がこれらの要件を満たしたことを立証し、営業秘密の侵害が認められた事例である。

⁹⁴ No.2535/K/PDT/2016 (2016年12月8日・商事裁判所判決)

Lumpia レシピの企業秘密又は所有権に関して、秘密情報を無許諾使用していたかどうかにつき、原告と被告の製造・処理・販売方法の類似性に関して十分な立証をできなかったため訴訟が却下された事例である。

⁹⁵ No.14/PDT.G/2013/PN-Lsm (2014年4月22日・地方裁判所判決)

Soto レシピの無許諾使用に関して、模倣性判断を複数の証人によれば、原告のスープの方が被告のスープよりもより美味であることをもって、調味料が異なると判断されレシピの模倣は無かったと認定された事例である。

営業秘密該当性が認められたうえで、営業秘密の所有者は、営業秘密の無許諾使用について証拠を提出する必要がある。「所有者が所有する情報／方法が他方当事者が使用する情報／方法と類似するか」について、所有者がその類似性を証明できず、訴訟が却下された事例も多数存在している。

(iv) 外国企業がインドネシアに進出する際の実務上の留意点

外国企業がインドネシアに進出する際の留意点について、質問票調査の回答を基にして整理した。

(a) 営業秘密侵害事件に巻き込まれないための行為

(ア) 営業秘密侵害の予防行為

営業秘密法第3条第1項に従い営業秘密として保護を受けるためには、以下のとおり営業秘密保護のための内部規律を策定することが必要である。

「・・・例えば、会社において、他の場所で適用可能な一般的な実務に基づく基本的手続きがあり、及び／又はそのような会社の内部規定に含まれていなければならない。」

(イ) 非開示契約の締結

現地従業員又は事業相手に対しては、非開示契約を締結すること。

(b) 紛争が生じた場合の留意点

(ア) 訴訟手続

訴訟においては、外国企業に特有の手続要件があることに留意すべきである。

・裁判官に提示されるインドネシア国外からの証拠文書は、当該国のインドネシア領事館での認証が必要である。その手続には、通常3～4週間を要する。

・外国語を使用している文書は、宣誓した翻訳者によるインドネシア語への翻訳が必要である。翻訳手続は、文書数にもよるが通常1～2週間ほど要する。

(イ) 仲裁等の代替的紛争解決手段の選択

非公開で任意に仲裁人を選任できる仲裁制度を選択するのは有効である（営業秘密法第12条⁹⁶）。なお、仲裁判断（国内仲裁又は国際仲裁）の執行は、ジャカルタ中部地方裁判所の裁判長からの命令を受けてなされる。

(v) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

インドネシアにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

主に、営業秘密ライセンス契約の登録に関する実施規則の制定、損害賠償額算定に關す

⁹⁶ 前掲注 92

る規則の制定、で改善すべき点があると評価していた。すなわち、営業秘密ライセンス契約の登録に関しては、その実施規則がないために現在は実施されていないことについて、営業秘密ライセンス契約の登録の重要な法的帰結（第三者に対する法的効力：営業秘密法第8条第2項）を考慮すると、その実施規則は早急に制定される必要がある。また、損害賠償の算定についても、損害賠償にかかる評価規則を制定することによって、裁判官の主観を排除する必要があるとの認識を有していた。

（4）タイ

①営業秘密保護に関する法制度

（i）営業秘密保護に関する法制度の概要

タイでは営業秘密保護の主要な法規として2002年に制定された営業秘密法（B.E.2545）は、2015年に営業秘密法（B.E.2558）として改正⁹⁷されている。

その他、特定分野における営業秘密保護に関する規則としては、以下のものがある。

- ・営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生省の規則（B.E.2550）
- ・農薬関連の営業秘密管理に関する農業省の規則（B.E.2547）
- ・農薬を営業秘密として登録するための基準等に関する農業省の規則（B.E.2547）

これら規則は、いかなる種類の情報又は研究が営業秘密とみなされるか、及び、それをどのように登録するかについて定めている。

（ii）営業秘密の定義

営業秘密法第3条において定義がある。

営業秘密法第3条

この法律において「営業秘密」とは、まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるものを意味する。（以下、省略）

営業秘密とみなされるためには、以下の三つの要件を満たす必要がある。

- ・まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であること。
- ・機密であることにより商業価値をもたらす情報であること。

⁹⁷ 営業秘密法（B.E.2558）の改正理由として、これまでの内容が、営業秘密委員の任命とその任務遂行に対して障害となっていたことが挙げられる。更には、営業秘密を保護管理する職位・任務にある者と、営業秘密を自ら得た者、そしてこの法律に基づいて任務上知り得た事実を開示した者のそれぞれに対する罰則規定が現在の状況にそぐわない状態になったためであると述べられている。

営業秘密保護に関する各国法制度比較表

	中国	インド	フィリピン	インドネシア	タイ	ベトナム	
営業秘密保護に関する制立法	反不正競争法(1993年成立、2017年改正)	なし(契約又はコモローに基づく保護)	知的財産法、改正刑法、消費者法など各種法律等で保護	営業秘密法(2000年成立、別法及び競争法でも保護)	営業秘密法(2002年成立、2016年改正)	知的財産法(2005年成立、2009年改正)競争法、民事訴訟法の規定適用あり	
営業秘密保護に関する解釈基準、ガイドライン他	「企業人は知的所有権の判断に適用する法律に開示する権利(2007年)」「(以下「司法解釈」といふ)」「国家工商行政管理総局による営業秘密の侵害行為の禁止に関する規則(1998年)」等	なし	なし	なし	「営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生者の規則(B.E.2550)」「産業関連の営業秘密管理に関する職業者の規則(B.E.2547)」「産業を営業秘密として登録するための基準等に関する職業者の規則(B.E.2547)」	知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年告示、知的財産法の知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年告示、産業財産分野における行政処分に関する2013年政令等	
営業秘密の定義	①公衆に知られていない ②権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①情報の開示が所有者に損害を与えるか又は競争者等を利用することとなる情報 ②情報の所有者が、当該情報が秘密である、つまり、原則としてすでに公知となっていないもの ③権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①一般に公衆に知られていない情報 ②事業分野において利用でき経済的価値を持つもの ③営業秘密の所有者によって秘密が守られているものと定義(営業秘密法第1条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であること、又は営業秘密をもち、その秘密が守られていること、及びその秘密が守られることと定義(営業秘密法第3条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であること、又は営業秘密をもち、その秘密が守られていること、及びその秘密が守られることと定義(知的財産法第4条(2))	①陽的投資、知的投資から得られた情報 ②営業秘密として利用可能な情報 と定義(知的財産法第4条(2))	
営業秘密保護の民事救済手段	可能(民法通則第119条) *仮処分申請も可能	可能(John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd.事件など) *暫定的禁止命令も請求可能	可能(Air Philippines Corporation vs. Pennwell Inc.事件など) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第11条) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第202条) *仮差止め命令も請求可能	可能(知的財産法第202条)	
刑事救済	可能(刑法第219条)	可能(1872年インド契約法第73条、第74条)	可能(改正刑法第230条、消費者法第41条など)	可能(営業秘密法第17条)	可能(営業秘密法第33条)	可能(知的財産法第202条)	
行政救済	可能(反不正競争法第21条)	規定は存在しないが、適用可能性あり(Narayano Kimark v. Garware Plastics and Polyester Ltd.事件では刑法第408条等への適用見及)	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業財産分野における行政処分に関する2013年政令第22条第1項、競争法第41条)	
証拠収集に関する規定	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	他の者が独力で開示(M/A Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar & Ors.事件)など	規定は存在しないが、知的財産庁の職権から自主研究開発発、リハースエンジニアリングなど	民事事件では書面による証拠等が、刑事事件では証拠が証拠として認められる(民法第1805条、刑事訴訟法第184条)	職務提出命令(知的財産等の設置等に関する法律(B.E.2539)第28条)、証拠の提出(民事訴訟法第68条(B.E.2539)第29条)、自主研究開発発、リハースエンジニアリングなど(知的財産等のルール(B.E.2540)規則30)など	職務提出命令(民事訴訟法第33条第3項等)職務提出命令(民事訴訟法第33条第3項等)職務提出命令(民事訴訟法第33条第3項等)職務提出命令(民事訴訟法第33条第3項等)	
営業秘密保護の国境措置	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	
過去5年間の営業秘密侵害の件数(推定件数)	265件(188件) 63件(45件)	17件(9件) 申立があつて審理とされた事件が2件	適用なし 9件	適用なし 2件(2件) 2件(2件)	適用なし 統計情報は首席裁判官の裁量に依存	適用なし 一判決データベースなし 一刑事データベースなし	
裁判外の紛争解決	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第12条) ・内容は非公開	仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第9条) ・内容は非公開	仲裁や調停で紛争解決が可能 (知的財産法第198条第1項(d))	
営業秘密侵害救済手段の特徴	・権利者による民事訴訟の立証が困難(但し刑事・行政救済の場合、証拠収集で公安機関や工商官の協力が行われる) ・証拠収集の難しから、人民法院では証拠保全や証拠収集が利用される ・司法鑑定や技術調査が活用可能	―	―	・損害賠償額算定は裁判官の裁量 ・刑事救済に關して、刑事手続を取ることと和解交渉で地位になる反面、無罪判決の場合には反論される可能性あり	・管理者は証拠負担が大きい ・知的財産侵害を裁量して活用可能 ・刑事救済に關して、懲役刑は営業秘密侵害に對する抑止力。一方で、裁判で非侵害と判断される場合に反論される可能性あり	―	
営業秘密侵害訴訟での主な争点	・秘密性 ・営業秘密侵害 ・権利者類似、合理出所に關して	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・原告主張・権利の適切性 ・営業秘密侵害 ・損害賠償額	・営業秘密の保護要件	
日本企業の進出にあたる実務上の留意点	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結し、契約で明確に提出する外国の資料は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を附けること	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を附けること	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を附けること	・秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事館等が必要 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要 (民事訴訟法第478条)	
その他	・国家秘密保護法で定められた国家秘密の定義によれば「外国企業の営業秘密が中国で国家秘密とされる可能性は低い ・医薬品の臨床試験データは営業秘密としても保護される可能性がある	・2016年に竣工する産業政策推進局から発表され、営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとした「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を附けること	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を附けること	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を附けること	―	―

2018年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成29年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

禁無断転載